

大阪府告示第1074号

令和6年大阪府告示第40号（地方税法又は大阪府税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長）の別に告示で定める期日のうち、石川県に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から同年9月1日までの間に到来する大阪府税条例（昭和25年大阪府条例第75号。以下「条例」という。）第38条第3項の規定により課する個人の事業税、条例第42条（第8項、第9項、第12項及び第13項を除く。）の規定により課する不動産取得税、条例第63条第1項並びに第63条の2第1項及び第2項の規定により課する自動車税の種別割、条例第76条の規定により課する鉦区税並びに条例第104条の規定により府が課する固定資産税に係るものについて、同月2日とする。

令和6年7月30日

大阪府知事 吉村 洋文